

福井大学における公的研究費等の適正な管理運用に係る責任体制

2021年7月現在

最高管理責任者	学長
(福井大学における研究費等の取扱いに関する規則) 第4条 本学に、本学全体を統括し、研究費等の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。	
統括管理責任者	理事(研究、産学・社会連携担当)
(福井大学における研究費等の取扱いに関する規則) 第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、理事(研究、産学・社会連携担当)をもって充てる。	
コンプライアンス推進責任者	各部局長
(福井大学における研究費等の取扱いに関する規則) 第6条 各部局等における研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、部局等の長をもって充てる。	
教育学部長	高エネルギー医学研究センター長
医学部長	遠赤外領域開発研究センター長
工学部長	子どものこころの発達研究センター長
国際地域学部長	繊維・マテリアル研究センター長
共通教育部長	地域創生推進本部長
総合教職開発本部長	リカレント教育推進本部長
福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科長	ライフサイエンス支援センター長
医学系研究科長	ライフサイエンスイノベーションセンター長
工学研究科長	地域環境研究教育センター長
国際地域マネジメント研究科長	アドミッションセンター長
教育・人文社会系部門長	高等教育推進センター長
医学系部門長	語学センター長
工学系部門長	国際センター長

先進部門長	キャリアセンター長
基盤部門長	災害ボランティア活動支援センター長
医学部附属病院長	総合情報基盤センター長
附属図書館長	データ科学・AI 教育研究センター長
産学官連携本部長	保健管理センター所長
附属国際原子力工学研究所長	事務局長
コンプライアンス推進副責任者	コンプライアンス推進責任者より任命された者
<p>(福井大学における研究費等の取扱いに関する規則)  第6条  3 コンプライアンス推進責任者は、部局等において適当と判断する場合は、前項第2号の業務を補助させるため、複数のコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。</p>	
教育学部副学部長，連合教職開発研究科副研究科長 各附属学校・園長	医学部附属病院 運営委員会委員
医学部・医学系研究科 各講座分野等主任教員	事務局 各課・室長・主幹
工学系部門 各講座長	